

保存期間：3年  
(令和3事務年度末)  
鑑定企画官

## 鑑定官室事務の現状と当面の課題

### 1 鑑定官室等の機構（資料1-1、1-2）

#### (1) 国税庁

国税庁においては、課税部に鑑定企画官を置き、令和元事務年度は時限付併任2名を含む11名（うち、専門スタッフ職2名）体制により、国税庁課税部の所掌事務のうち間接国税課税物件の分析・鑑定その他の技術的事項に係る企画及び立案に当たっている。

#### (2) 国税局

国税局においては、課税（第二）部に鑑定官室を置き（令和元年度定員：67名）、間接国税課税物件の分析・鑑定、酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する技術的事項、及び、酒類の品質・安全性の確保等に当たっている。

また、鑑定官室が実施する分析・鑑定事務等の技術的な総括については、東京国税局鑑定指導室が行っている。

#### (3) 独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために必要な酒類に関する高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査、高度な技能と経営の実践が結び付いた人材の育成のための講習、製造者の技術力の維持強化のための全国新酒鑑評会の開催等を行っている。

非公務員型の中期目標管理型法人とされており、常勤役職員数は46名（平成31年4月現在）である。

### 2 鑑定官室の事務運営の状況（資料2）

鑑定官室事務については、真に行政として実施する必要のある事務であるかの検証を行いつつ、均質性・客観性を確保した効果的かつ効率的な事務運営を基本的な方向性として運営しているところであり、P D C Aサイクルに沿って実施効果に関する検証を行うとともに、今後の事務運営に反映させることとしている。

平成30事務年度は、酒類総研との密接な連携の下、基本的な運営方針に沿って、分析・鑑定事務の的確な実施（多様化する新ジャンル酒類への対応）、酒類の安全性

確保と品質向上への取組、酒類製造技術指導・技術相談事務の的確な実施に努めたほか、酒類産業振興の取組については、酒税課、酒類業調整官と密接に連携しながら、酒類業界のニーズを踏まえて、組織化の進んでいない果実酒やビール等の研究会・研修への協力や支援、新規免許者の技術的なフォローアップや、技術力の向上を目的とした積極的な支援を実施した。

令和元事務年度は、現行の運営方針に沿った透明性の高い効率的かつ効果的な事務運営を堅持しつつ、酒類業界や地域の大学・公設試験研究機関等との連携を強化し、地理的表示(GI)制度の推進及び地域の風土と技術を生かした開発支援に取り組むほか、酒類総研の研究成果や先端技術の普及を一層推進していくこととしている。

### 3 主な事務の状況（資料3、4-1～4-3）

#### (1) 分析・鑑定事務の的確な実施（資料3（表1））

##### イ 間接国税の賦課に関する分析・鑑定

間接国税課税物件のうち、酒類及び揮発油の税率は性状、原料、製法等によつて異なることから、適正な賦課のために必要な酒類及び揮発油の分析・鑑定を関係各課及び税務署からの依頼等により行っている。

##### ロ 酒類の適正表示の確保に関する分析・鑑定

酒類の適正な表示の確保に関する分析・鑑定については、酒類総研において、酒類から原料等を推定することが可能となっている項目があることから、酒税課及び酒類総研と連携して対応している。

##### ハ 多様化する酒類への対応の充実化

ビール系の新製品等、機動的に対応する必要があるものについて、酒税の品目や税率適用区分の判定にあたり、技術的見地から検討を要する場合は、酒税課との協議を行うほか調査にも加わるなど確実に対応している。また、東京国税局鑑定指導室を中心に成分及び製造方法に関する幅広い情報収集を効率的に行うことにより、的確な分析・鑑定事務を実施している。

#### (2) 酒類の安全性確保と品質向上への取組（資料4-1～4-3）

##### イ 全国市販酒類調査

消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、課税に関する事項や品質、安全性及び適正表示に関する事項の分析・鑑定を行い、実態把握を行うとともに問題の有無を確認している。

結果については酒税課と共有するとともに、課税や表示に直結する事項に問題があった場合には、酒税課と連携しつつ対応に当たっている。

また、国税庁ホームページにて、全国市販酒類調査の結果を公表している。

##### ロ 酒類の放射性物質に係る対応

福島第一原子力発電所における事故への対応として、酒類の安全性確保の観点から、酒類等の放射性物質に係る調査・情報提供等を実施している。

これまで、基準値を超過する放射性物質が検出された例はないものの、一部の国で日本産酒類の輸入規制が継続されており、規制の解除・緩和を働きかける際

には科学的な資料として提出していることから、令和元事務年度においても地域により濃淡をつける全国的に調査を継続することとしている。

ハ 酒類の安全性に係る国際規格の策定への参画

食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会において、酒類に関する議題が取り上げられていることから、関係する部会に参加して、国際規格の策定に参画している。

(3) **酒類製造技術指導の的確な実施**

全国市販酒類調査の結果等に基づき、酒類製造者に対し、製造工程の改善や酒類の安全性に関する酒類製造技術指導を行っている。

平成30事務年度においては、アルコール分等の課税に関する分析技術や酒類の安全性に関する事項に関する技術指導を全国的に実施したほか、各税局において必要な局独自の技術指導を実施しているところである。

なお、酒類の安全性等に関して食品衛生法及び食品表示法違反の可能性が把握された場合には、保健所等関係機関と連携して対応している。

(4) **酒類製造業に対する技術的な支援（資料3（表2））**

イ 酒類製造技術相談

酒類業界のニーズを踏まえて、酒類業界や地域の大学・公設試験研究機関等との連携を強化し、地域の風土と技術を生かした開発支援、酒類総研の研究成果や先端技術の普及を推進する他、酒類製造者が抱える技術的課題について、その内容を的確に把握するとともに、速やかな解決を図れるよう、効率的・効果的な技術相談の実施に努めている。特に新規酒類製造免許者においては、技術基盤が安定していない場合もあることから、免許付与後、早期に接触することとしている。

とりわけ、平成30年の食品衛生法改正により、食品等事業者においては、食品衛生管理の国際標準化（＝HACCPによる食品衛生管理）への対応が必要になったことを受け、酒類製造者への適時適切な情報提供に努めるとともに、技術相談については適切に対応する。

なお、日本産酒類のブランド価値向上に有効な酒類の地理的表示の推進のため、品質特性やその管理方法など特に技術的見地からの相談に対しては積極的に支援して行くこととしている。

また、国税庁ホームページに「酒類の品質及び安全性の確保」及び「酒類製造に関する技術情報」のページを設け、酒類を製造するための技術情報を提供している。

ロ 国税局主催酒類鑑評会

各税局において、管内酒類製造者の技術基盤の維持・強化を図るため、鑑評会を開催しており、実施に当たっては、地域特性にも配意した品質評価を行っている。清酒では吟醸酒以外にも純米酒、純米吟醸酒の区分や、燴酒の部を設けたり、使用酵母、米の産地により区分する等の特色がある。焼酎は、主原料別に品質評価を行ったりしている。

なお、全国的には、酒類総研と日本酒造組合中央会との共催により、全国新酒鑑評会及び本格焼酎・泡盛鑑評会を実施している。

おって、輸出環境整備に係る対応として、国税局主催の鑑評会及び全国新酒鑑評会においては、英文（沖縄所では英文に加えて中文）での表彰及び結果の公表を行っている。

#### ハ 人材育成への支援

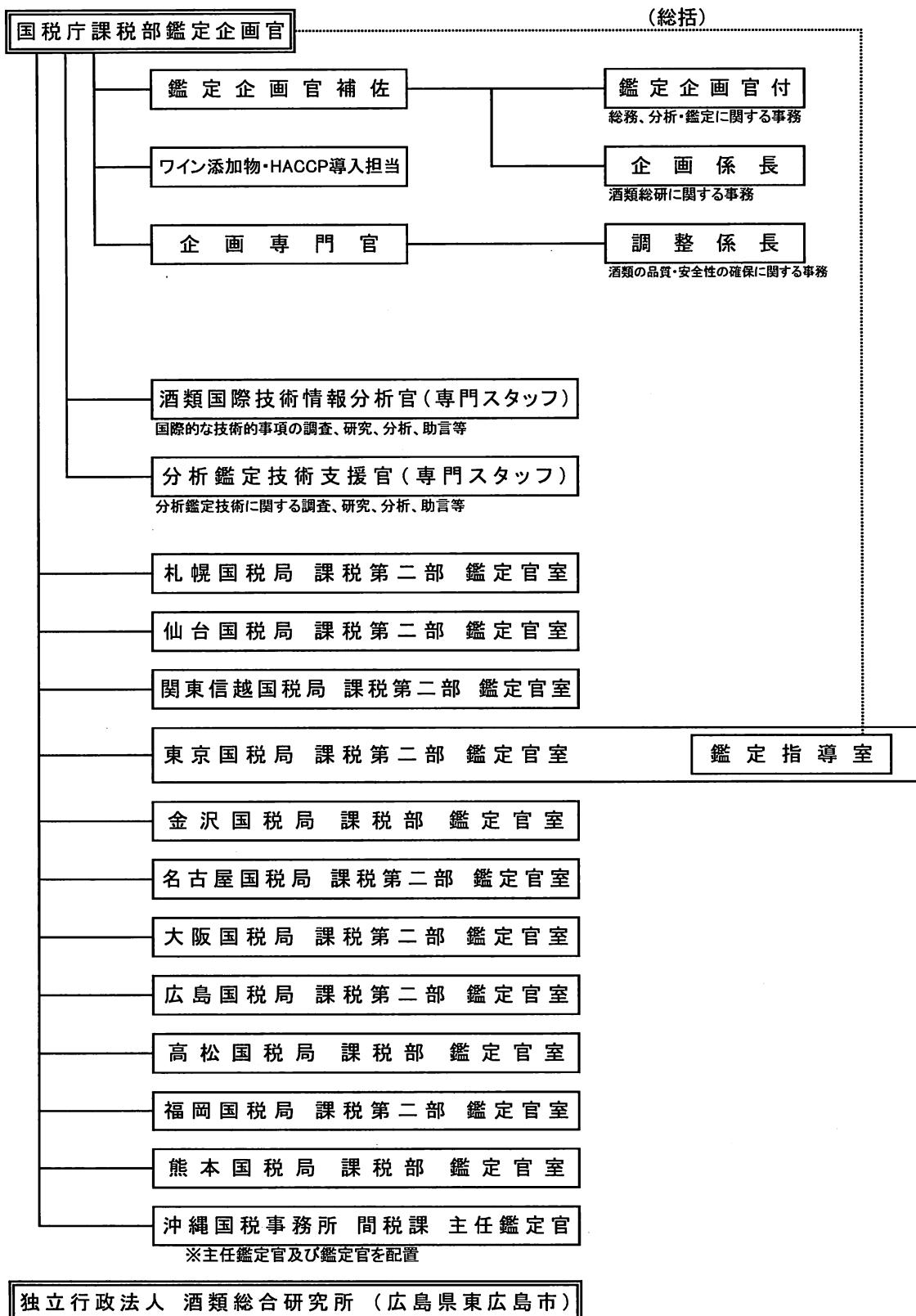
酒類製造を担う新たな人材の育成を支援するため、酒造組合等が開催する技術説明会等に講師を派遣し、酒造技術に関する講習を行っているほか、酒税法や食品衛生法等の酒類製造に関する法令の遵守等についても周知啓発を行っている。

また、酒類業調整官が主催する経営活性化支援研修や関係民間団体等が主催する研修会等、酒類の商品知識や品質管理等、鑑定官の持つ知識が活用できるような講義については、実施内容の計画段階から協力して進めていくこととしている。

#### (5) 人材育成の取組

鑑定官室事務の経験が浅い職員に対しては、OJTを中心として、分析鑑定から税務調査まで、自己チェックと確認を通じて計画的かつ継続的な人材育成を図っている。また、原則入庁3年目の技術系職員を局酒税課へ配属し、酒税事務を経験させている。平成28事務年度からは、清酒以外の酒類（果実酒・ビール・蒸留酒）について、高い専門性を有し、情報発信を行える職員の育成を目的として「専攻チーム」を立ち上げ、チームリーダーの下、計画的に情報収集や意見交換等、積極的な活動を実施している。

## 全国国税局鑑定官室等の機構概略



## 鑑定企画官の下に置かれる専門スタッフ職について

鑑定企画官の下に専門スタッフ職 2 名（酒類国際技術情報分析官（平成 23 事務年度より設置）及び分析鑑定技術支援官（平成 26 事務年度より設置））が設置されている。

各専門スタッフ職の事務は以下の通り。

### 1 酒類国際技術情報分析官の事務

酒類国際技術情報分析官は、高度に専門的な知識経験に基づき、鑑定企画官事務のうち、国際的な技術的事項に関する調査、研究、分析、助言等を担当している。

酒類の定義に関する海外事例や諸外国の酒類業界における H A C C P の現状について調査しているほか、国際会議・在外公館におけるレセプション等における日本産酒類の広報活動に協力している。

### 2 分析鑑定技術支援官の事務

分析鑑定技術支援官は、高度に専門的な知識経験に基づき、鑑定企画官事務のうち分析鑑定技術に関する調査、研究、分析、助言等を担当している。

酒類の品目判定における成分特性に関する助言、鑑定官室の分析鑑定等の事務に係る情報収集及び助言、国税庁所定分析法以外の分析法の妥当性の評価方法についての調査研究及び助言等を行っている。

この他、酒類関係事務全般について、情報収集及び助言を行っている。

## 鑑定官室事務の事務運営

### 平成 30 事務年度の事務運営の状況

#### 基本的な事務運営方針

- 実施すべき事務の明確化  
真に行政として実施する必要のある事務であるかの検証
- 事務の的確な遂行  
均質性・客観性を確保しつつ、効果的かつ効率的な事務運営



#### ○ 平成 30 事務年度の事務運営の検証

- 分析・鑑定事務、酒類の安全性確保と品質向上への取組、酒類製造技術指導・技術相談事務の確実な実施
- 酒類業者に対する技術的な支援については、酒類産業振興のため酒税課・酒類業調整官と連携し、積極的に実施



### 令和元事務年度の事務運営の方向性

関係各課及び酒類総研と連携し、次の事項に配意した事務運営を実施

#### ○ 分析・鑑定事務の的確な実施

- 鑑定官室事務実施要領に基づき、高い信頼性を確保。
- 新製品等への対応を始めとした課税及び適正表示に関する技術的事項について、酒税課と連携して確実に実施。

#### ○ 酒類の安全性確保と品質向上への取組

- 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を実施。
- 輸出用酒類に係る放射能分析については、酒税課及び酒類総研と連携して、迅速に実施し、結果を継続的に公表。

#### ○ 酒類製造技術指導の的確な実施

- アルコール分等の分析の精確さや酒類の安全性を確保するために必要な指導の他、各局における事情等を踏まえて、酒類製造工程管理や食品衛生面に係る技術指導などを計画的に実施。

#### ○ 酒類業者に対する技術的な支援

- 酒類業界や地域の大学・公設試験研究機関等との連携を強化し、地域の風土と技術を活かした開発支援、酒類総研の研究成果や先端技術の普及等を推進。
- 地理的表示制度における酒類の特性を維持するための管理を支援するほか、経験の浅い新規参入者等、基礎的な技術基盤の維持・向上が必要と考えられる酒類製造者にも配意。
- 食品衛生管理の国際標準化に関する対応、ワイン添加物の承認に向けた手続き及び日本ワイン自己証明制度の適切な運用についても適切に取り組む。

## 鑑定官室の事務運営状況

表 1 分析及び鑑定事務等

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
酒税関係	2,614 点	2,930 点	3,059 点
内 全国市販酒類調査*	2,404 点	2,674 点	2,815 点
揮発油税関係	4,206 点	4,931 点	4,037 点

\* 全国市販酒類調査の調査対象について、平成 20 年度より品質及び安全性確保の観点から、4 年間で全製造場を一巡できる選定方法としている。

表 2 酒類業の健全な発達の促進に関する事務等

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数	2,459 件	2,483 件	2,246 件
酒造従業員等に対する技術講習会等受講者数	7,307 名	7,332 名	6,244 名
酒類鑑評会出品点数	3,587 点	3,588 点	3,650 点

## 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について

令和元年6月  
国税庁

国税庁では、東日本大震災の発生以降、平成23年度より放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を実施しており、令和元年度も独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、以下の施策を実施します。

これらの施策は、所掌事務の一つとして酒類の安全性の確保に関する事務を行っている国税庁として、酒類の安全性の確保に万全を期す必要があることから実施するものです。

- 1 調査対象地域<sup>(注)</sup>に所在する酒類製造場について、その場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します（酒類等安全確認調査）。

(注) 調査対象地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成31年3月22日付原子力災害対策本部）別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている福島県とします。

（資料）令和元年度酒類等安全確認調査の実施について

- 2 例年に実施している全国市販酒類調査において、放射性物質に関する分析を実施します。

- 3 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などについては、所管の国税局鑑定官室（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課鑑定官）において技術相談に応じます。

### （参考情報）

独立行政法人酒類総合研究所では、酒類及び酒類製造に関する物品（原料、副製品、醸造用水等）について、放射性物質の受託分析を実施しています。

## 令和元年度酒類等安全確認調査の実施について

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、令和元年度においても、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

### 1 確認方法

試料の放射能分析を行い、食品衛生法に定める基準値以下であることを確認します。

(参考) 食品衛生法に定める一般食品の基準値：放射性セシウムについて 100 Bq/kg

なお、厚生労働省によれば、酒類については食品衛生法の「基準値」のうち、一般食品の基準値が適用されます。

### 2 試料

国税局において対象製造場を選定し、酒類製造者の同意を得て、提供いただいたものを用います。

### 3 対象酒類

酒類の品目により製造される時期が異なることを考慮して、以下のとおり着手時期を分けて対象酒類を設定します。

着手時期	対象酒類
第1期（10月）	果実酒又は清酒以外の酒類
第2期（11月）	果実酒
第3期（12月）	清酒

このほか、必要に応じ対象を追加する場合があります。また、具体的な実施時期は、国税局により変更される場合があります。

### 4 対象製造場の選定方法等

以下の基準により無作為抽出、あるいは地域内全製造場を対象として、対象酒類の製造免許を有する製造場の中から選定します。

地域	選定する製造場の割合	1場当たり分析点数
福島県	全製造場	酒類 1点 + 醸造用水 1点（使用する場合のみ）

(注) 上記地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成31年3月22日付原子力災害対策本部)別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている検査対象自治体に当たります。

### 5 結果の取扱い

個々の分析結果は、「酒類等の分析報告書」として試料を提供いただいた酒類製造者に連絡するほか、全ての結果は取りまとめた上、国税庁ホームページで公表します。

また、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体にも、提供します。

## 国税庁の放射能施策の対象地域の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29-30 年度	令和元年度
地域								
酒類等安全確認調査	A 	全場	全場	福島県は全場、 その他 6 県は 4 割	福島県は全場、 その他 3 県は 4 割	福島県は全場、 その他 2 県は 4 割	福島県は全場	同左
	B 	4 割	4 割	—	—	—	—	—
	C 	2 割	—	—	—	—	—	—
全国市販酒類調査	A 	—	H23 の安全確認調査の未実施製造場	買上酒の全点（全製造場の約 25%）				
	B 	—	H23 の安全確認調査の調査対象外製造場 + 未実施製造場	買上酒の 2 割（全製造場の約 5%）				
	C 	—	買上酒の 5 割	買上酒の 1 割（全製造場の約 2.5%）				

(注) 平成 23 年度の地域 A は、福島原発から 150km 以内の地域。

保存期間：3年  
(2021事務年度末)  
管理運営課

## 管理運営事務の運営方針

### 1 管理運営部門の概要

管理運営部門は、内部事務一元化の試行を経て、平成21年7月に設置された部門であり、以下の事務を所掌している。

申告書等処理に関する事務	申告書等の入力、徴収決定・収納整理、還付金事務、督促状発付 等
納税者基本情報に関する事務	納税者の登録、異動、転出入 等
窓口に関する事務	申告書等の受付、納税証明書交付請求の受付・発行、現金領収、一般的な税務相談 等
個別事務	延納・物納事務、資料情報事務、納税貯蓄組合事務 等

管理運営部門は、所掌している事務が納税者の権利・義務に影響を及ぼすこと、現金や還付金の受払いに直接携わること、納税者の基礎データの処理や、来署納税者の窓口対応を担っていることから、

- ① 厳正・的確な事務処理
  - ② 納税者への親切・丁寧な対応
- を基本とした事務運営を行っている。

また、共同処理<sup>(注)</sup>を基本とした体制により事務処理の効率化を図るほか、納税者利便の向上などにも取り組んでいる。

(注) 管理運営事務は、多種にのぼり、それぞれの事務に繁雑があることから、事務の種類ごとに担当者を固定化するのではなく、処理すべき事務の発生量に応じて、柔軟に人員を割り当て、効率的に事務を処理することとしている。

### 2 指標を用いた事務運営

「1時間当たりの申告書等の処理件数」等の客観的な指標を用いたP D C Aサイクルに基づく事務運営による事務の効率化に取り組む。

各署は、客観的な指標を用いて、自署のこれまでの事務計画・実績を分析・検討し、局管理運営課の事務指導内容等も踏まえて、事務計画を策定する。

事務の実施後、実績の分析・検証において、問題点を把握した場合は、可能な限り要因を特定した上で、要因に応じた改善策を検討し、その後の事務計画に反映させる。

なお、限られた事務量を効果的かつ効率的に活用できるよう、例えば申告書入力等、一定数が集約できる事務の一括処理や事務中断事由を完全に排除した集中処理体制の構築など効率化効果等が期待できる施策を積極的に取り入れるほか、滞納の未然防止に向けた取組等の組織として対応すべき施策などに要する事務量も事務計画に反映させる。

### 3 納税者利便の向上に向けた取組（窓口事務の効率化）

#### （1）キャッシュレス納付の推進

電子納税等のキャッシュレス納付の利用拡大は、納税者利便の向上と署内領収の削減等による職員の事務量面及び精神面の負担軽減など、事務の効率化に資するものである。

「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「キャッシュレス決済比率について、平成39年までに4割程度とすることを目指しつつ、さらに将来的には世界的にも遜色のない比率とする」とされていることを踏まえ、国税の納付については、2025年までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指し、キャッシュレス納付の推進（窓口納付の縮減）を取り組んでいくこととしている。

具体的には、

- ① ダイレクト納付やクレジットカード納付といった既存キャッシュレス納付手段の積極的な利用勧奨、広報・周知
- ② ダイレクト納付届出の電子化といった既存の納付手段の改善
- ③ 最新の技術動向などを踏まえた新たな納付手段の導入に向けた検討を行っていくこととしている。

#### （2）納税証明書のオンライン請求の利用拡大

納税証明書のオンライン請求の利用拡大策として、請求者の利便性向上に資すると考えられる署名省略オンライン請求について、税務署窓口での請求者を中心に利用勧奨を行うとともに、税理士会等の関係民間団体、金融機関、業種団体等に対しても積極的に周知・広報を行うほか、電子納税証明書の利用拡大に資するよう、発行方法等の利便性向上策について検討を進めている。

#### （3）窓口受取事務のシステム化

窓口における文書管理の徹底（誤返却の防止）のため、納税者等に対して「申告書等提出票」の作成を求めているところ、当該提出票の作成不要化を含め、窓口受取事務をシステム化する方法の検討を進めており、令和元事務年度中に試行を開始する。

### 4 職員育成の取組

#### （1）計画的な育成

職員の育成に当たっては、日々の事務処理を通じた実務指導（OJT）により、共同処理等に必要となる事務を中心に計画的に事務の習得を進める。

一方、中長期的に事務運営を安定的に行っていく観点から、徴収決定・収納整理、

還付金事務等に習熟した職員や延納・物納事務を処理できる職員の計画的な育成に取り組む。

### (2) 研修の充実

各事務に習熟した職員等を育成する観点や職員の相談対応能力の向上を図る観点から、OJTや署内研修のほか、関係課室の協力も得て、局主催の集合研修等の充実を図り、職員の事務処理知識等の向上に取り組む。

### (3) 新規採用職員の指導・育成

新規採用職員は、管理運営事務に従事後、課税部門又は徴収部門に配置されることから、課税部門又は徴収部門の事務に必要となる基礎的な知識や能力を習得できる事務を優先的に経験させるとともに、管理運営部門と課税部門及び徴収部門との関連性の理解を一層深める観点から、関係部門と連携した研修を実施するなど、効果的な指導・育成に努める。

なお、指導に当たっては、特定の職員のみの負担とならないよう配意する。

## 5 非常勤職員の従事事務拡大への取組

管理運営事務の安定的な事務運営を確保しつつ、事務処理の効率化を推進していくため、署においては、OJTによる計画的な事務の習得や研修等による事務処理知識の向上などに取り組むとともに、局においては、定期的に署の取組状況を把握し適時・適切な指導・助言を行うなど、局署が密接に連携しながら非常勤職員の従事事務の拡大を図る。

## 6 局署における事務改善等の取組

### (1) 事務改善の推進

職員が、日々の事務処理に問題意識を持って当たり、既存事務の改善意見の提案・意見交換をするなど、自発的な工夫により事務の改善を図る環境を醸成する。

また、署においては、職員からの事務改善に資する意見や他署の優れた取組等について、部門内で導入可否を検討するなどした上で、事務運営等に積極的に導入するとともに、局においては、事務処理手順の見直しや事務処理の集中化等により効率化が見込まれる事務改善策について検討し、庁に対して積極的に提案する。

なお、システム修正を伴う事務改善については、その改善効果を検討した上で、システム開発要望を行う。

### (2) 局の事務指導体制の充実等

局管理運営課は、事務の効率化や納税者利便の向上が図られるよう、署の事務運営状況や課税部門との連携状況、新規採用職員の指導・育成への取組状況等を的確に把握し、各署の課題を踏まえた事務指導を実施するとともに、事務処理遅延等が生じた署に対しては、適時・適切な支援を行う。

また、各署の優れた取組や業務改善意見を積極的に把握し、当該取組等が他署の業務改善や効率化に活用されるよう指導を行う。

# キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組

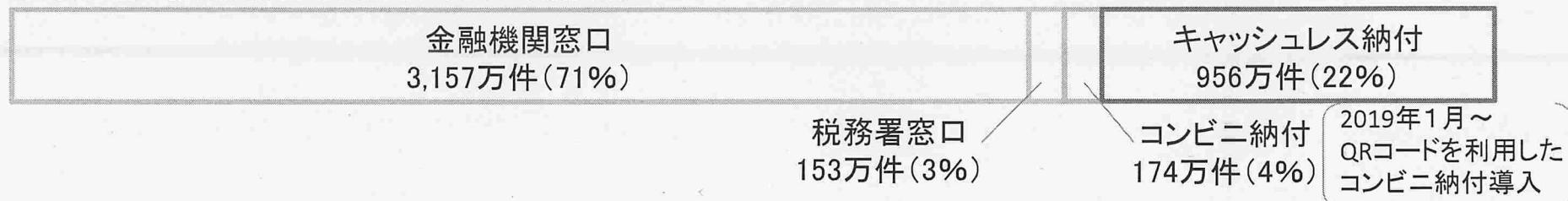
国税庁作成

～スマート、スムーズ、スピーディな国税の納付を目指して～

## 現状と課題

- 国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関や税務署の窓口で行われている。
- 納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付を推進していく必要。

(参考)国税の納付件数(手段別内訳:平成29年度実績)



## 中長期的な目標

納税者が税務署等の窓口に赴くことなく、自宅や事業所で、スマート、スムーズ、スピーディに、納付できる姿  
⇒ 2025年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す



## 具体的な取組

### 利用勧奨、広報・周知



・官民連携による周知強化  
・関係団体等と協力したダイレクト納付利用の働きかけ

### 既存の納付手段の改善



・ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化

### 新たな納付手段の提供(多様化)



(技術動向の今後の動向を見据えた)  
・新たな決済手段の活用

## 国税の納付手段

(単位 : 万件)

	納付手段	納付方法	納付件数	割合
窓口	金融機関	現金や証券に納付書を添えて納付	3,110	68.9%
	税務署		148	3.3%
	コンビニ納付	現金により納付を委託（30万円以下の場合に利用が可能）		
	バーコード利用（H20.1～）	税務署で作成するバーコード付納付書を使用して納付を委託	182	4.0%
	QRコード利用（H31.1～）	自宅等で納付に必要な情報を格納した「QR コード」を作成し、キオスク端末に読み取らせることで出力される納付書を使用して納付を委託	25	0.6%
電子	電子納税（H16.6～） ・インターネットバンキング ・モバイルバンキング ・ATM	e-Taxを利用した電子申告などの後、金融機関のインターネットバンキング等から納付 ※ e-Taxの申告情報の自動引き継ぎ（H29.6～） e-Taxによる申告情報（納付税額等）をシステム上で自動的に引き継ぐ機能を実装	273	6.0%
	ダイレクト納付（H21.9～）	事前に税務署へ預貯金口座を届出することにより、e-Taxを利用した電子申告などの後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付 ※ 複数口座の利用（H30.1～） 複数の預貯金口座を登録し、納付の都度、口座を選択 ※ ダイレクト納付を利用した予納（H31.1～） 確定申告の納付見込金額について、申告書提出前に、あらかじめ納付日や納付金額等を登録（複数の納付日や納付金額も登録可能）し、当該納付日に預貯金口座からの振替により納付（予納）	129	2.9%
口座振替納付		申告所得税と個人の消費税について、事前に税務署へ預貯金口座を届け出ることにより、預貯金口座からの振替により納付	623	13.8%
クレジットカード納付（H29.1～） ※e-Taxとの連動（H29.6～）		インターネット上のクレジットカード支払の機能を利用して納付を委託（1,000万円未満の場合に利用が可能）	24	0.5%

※ 納付件数と割合については、平成30年度の計数